

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月17日	
堺市長	殿
提出者	
住 所 大阪市中央区久太郎町 2－5－2 8 久太郎町恒和ビル 5 階	
氏 名 大末建設株式会社 大阪本店 執行役員本店長 松田 建城	
電話番号 06-6121-7160	
電 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	堺市管轄内事業場
事業場の所在地	堺市管轄区域内
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請け完成工事高 256億円
③従業員数	303名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙－1 による

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙ー2による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	600 t	7.9 t
	（これまでに実施した取組） ・実寸発注。（木くず等） ・余剰材の引取。（木くず等） ・梱包材の簡素化、再利用。（廃プラスチック類、木くず）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	0 t	5 t
	（今後実施する予定の取組） 上記の取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボードは分別・保管を実施するとともに、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物と混合しないように確実に分別・保管を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上期の取組を継続する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
33 t	0.6 t	37.7 t	352.8 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
25 t	7 t	10 t	100 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有)		
47.8 t	0.4 t	t	t

②計画

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有)		
40 t	0.5 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

(第3面)－2

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有)		
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有)		
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有)		
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有)		
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	600 t	7.9 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	600 t	7.9 t
	再生利用業者への 処理委託量	597 t	6.9 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストを導入しているため、できる限り電子マニフェスト対応可能な処理業者に委託している。		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
33 t	0.6 t	37.7 t	352.8 t
33 t	0.6 t	37.7 t	232.8 t
32.9 t	0.6 t	24.5 t	352.8 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面)－3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有）		
0 t	0 t	t	t

②計画

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有）		
0 t	0 t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有）		
47.8 t	0.4 t	0 t	0 t
12.2 t	0 t	t	t
27.2 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	0 t	5 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	5 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	4.4 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者の積極的な採用		
※事務処理欄			

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリート破片
25 t	7 t	10 t	100 t
25 t	7 t	10 t	70 t
25 t	6.9 t	6.5 t	100 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

管理型建設混合廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有）		
40 t	0.5 t	t	t
30 t	0 t	t	t
24 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。